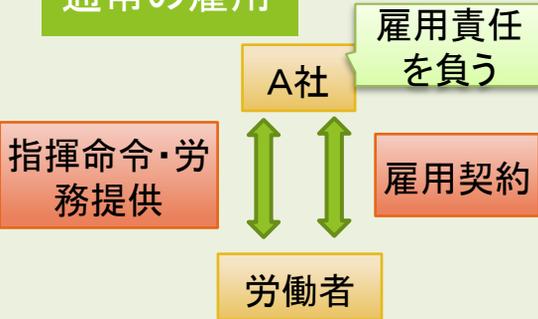


# 労働者派遣とは

## 原則

### 通常の雇用



## 例外

### 労働者派遣



○もともとは労働者供給として禁止されていたもの

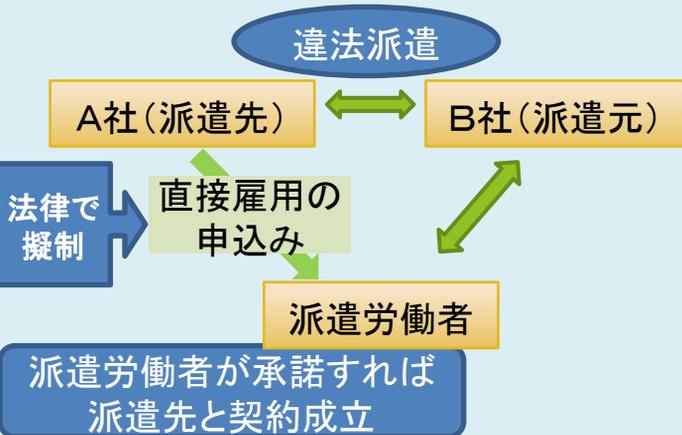
職安法4条で禁止

○例外として厳格な要件の下でのみ許容されることになった

○直接雇用が原則であることは今も変わっていない

2012年の法改正の際に国会審議でも確認

## 労働契約申込みみなし制度とは



### 違法派遣の類型

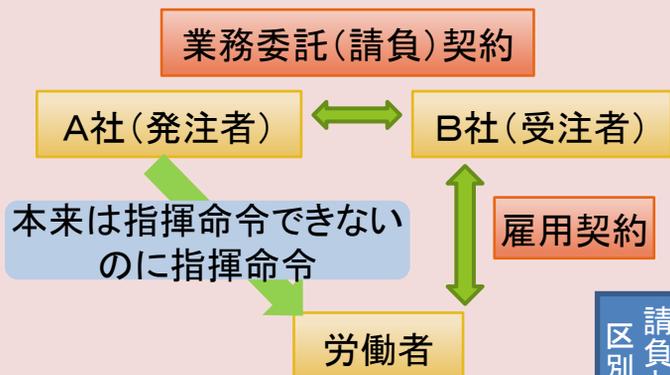
- ① 派遣禁止業務に従事させる
- ② 無許可派遣
- ③ 事業所単位の期間制限違反
- ④ 個人単位の期間制限違反
- ⑤ 偽装請負

○違法派遣の場合に派遣先から労働契約の申込みがあったとみなす  
⇒労働者が承諾すれば契約成立

○期間制限あり(違法行為終了時から1年)

○労働局の助言・指導の制度あり

## 偽装請負とは



昭和61年労働省告示37号(最終改正:厚生労働省告示518号)

- ① 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するもの
  - ② 請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するもの
  - ③ 偽装目的ではない
- ⇒①②③を全て満たせば適法な請負(いずれかを欠けば労働者派遣)

請負と労働者派遣の  
区別を示した通達

○申込みみなし制度の対象となるのは実態が労働者派遣であること+法の規制を免れる目的があること